

平成31(2019)年度

世 田 谷 区
地域文化芸術振興事業補助金

世田谷芸術百華
～せたがや文化プログラム～

募 集 要 領

世 ⊕ 谷
芸術百華
2019-2020

世田谷区生活文化部
文化・芸術振興課

[はじめに]

文化及び芸術は、創造性の源として社会的価値を生み出し、人々の心に潤いやゆとりをもたらし、豊かな人間性をはぐくむなど、生活の質を向上させる力を持っています。

世田谷区では、平成 18 年 3 月に「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」を制定し、将来にわたって継続的に文化行政を推進することを定めています。平成 19 年度には「世田谷区文化・芸術振興計画」を策定し、2 度の調整計画の策定を経て、平成 26 年 4 月から「世田谷区第 2 期文化・芸術振興計画」、平成 30 年度からは「世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画」が策定され、その中で、『区民の文化・芸術活動の支援』や『文化・芸術によるまちの賑わい・魅力の創出支援』などを掲げています。

そこで、「世田谷芸術百華～せたがや文化プログラム～」の一環として、文化・芸術の面から、まちのにぎわいや魅力づくりを目指す文化・芸術事業に対し、補助金を交付します。皆様のご応募をお待ちしております。

1. 応募対象団体

次の(1)～(4)のすべてを満たす団体を対象とします。

- (1) 世田谷区内において、補助金の交付対象となる事業を行う団体（複数の団体からなる団体を含む。）であること。
- (2) 主に区内在住者、在勤者、在学者で構成され、事務所もしくは活動の主な拠点が区内であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (4) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。

2. 補助対象事業

次の(1)～(8)のすべてを満たす事業を対象とします。

- (1) 平成 31（2019）年 8 月から平成 32（2020）年 2 月までに、世田谷区内で実施する事業であること。
- (2) まちのにぎわいや魅力づくりを目的とした文化・芸術事業であること。
- (3) 音楽、美術、演劇、ダンス、パフォーマンス、伝統芸能、伝統・歴史文化体験事業などの文化・芸術活動で、地域に開かれた活動及び事業であること。
- (4) 営利を目的とした事業、政治的又は宗教的な宣伝意図を有するとみられる活動でないこと。
- (5) 公共性及び公益性を有するものであること。

- (6) 団体の定期発表会や懇親という趣が強い事業及び特定の者だけが参加する事業でないこと。
- (7) 「世田谷区地域文化芸術振興事業補助金」に類する国又は東京都の助成金等を受け、又は受けることを予定しているものでないこと。
- (8) 過去に3回以上「世田谷区地域文化芸術振興事業補助金」の交付を受けているものでないこと。

※補助は、1団体当たり1事業です。

※「けやきネット」(世田谷区施設利用案内システム) 利用施設での事業実施はできません。(世田谷文化生活情報センターワークショップルームを除く)

※区立公共施設での事業実施の場合、世田谷区の名義使用による施設使用料減免はできません。

3. 申請期間

平成31(2019)年4月8日(月)から4月19日(金)までです。

※郵送不可・予約制です。詳細は、下記<6. 申請方法及び申請先>を参照してください。

4. 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1に相当する額とし、20万円を上限に、予算の範囲内で決定します。

※同一事業の補助は、3回を限度(3年継続補助を約束するものではありません。)とし、毎年度申請に基づき審査し、補助事業者を決定します。補助金交付限度回数を経過した後も継続して自主活動できるよう、計画的な事業運営や団体活動の基盤強化を図ってください。

※事業経費の実績額が交付決定の内容を下回り、補助金交付額に変更が生じる場合は、交付した補助金の一部又は全部を返還していただきます。

5. 補助対象経費

(1) 上記「2. 補助対象事業」の各項目を満たす事業の実施に必要不可欠な経費を補助します。

(2) 補助の対象となる個別の経費は、次のとおりです。

- ①会場費 : 事前準備場所や発表場所の使用料など
- ②謝礼金 : アーティスト等出演料、講師謝礼など
- ③物品費 : 使用備品借用費、物品購入費など
- ④消耗品費 : 用紙、封筒、文房具、記録媒体購入費など
- ⑤複写・印刷費 : 資料や広報物等の印刷費、コピー代など
- ⑥通信費 : 広報物や書類等の郵送費、切手代など
- ⑦委託料 : 舞台設営、照明、チラシデザイン料など
- ⑧その他 : 大型機材等運搬費、ボランティア保険料など

※謝礼金・委託料については、団体構成員以外の専門家に依頼する場合の費用が対象となります。なお、文化事業という特性上、謝礼についての上限は設けていませんが、著しく高額な場合には認められない場合があります。

(3) 補助の対象とならない経費のうち主なものは、次のとおりです。

①飲食費

- [例] ・食事、菓子、飲料等の参加者に提供する飲食費
・団体の会議や講師との打ち合わせ等での飲食費

②事業終了後個人の所有となり、個人の利益となる物品

- [例] ・参加賞品など単に参加者に提供するだけの物品の経費

③補助事業よりも、主に団体の普段の活動で使用される物品の購入費

- [例] ・事務用のパソコン
・補助事業以外にも使う事務机、椅子などの備品
・団体が継続実施している事業の継続に必要な経費

④交通費（アーティスト等の出演料代わりの交通費は除く。）

⑤人件費（アーティスト出演料や一時的な応援スタッフ等への謝礼は除く。）

- [例] ・団体構成員への謝礼・経常報酬

⑥通信費のうち、団体自体の活動を紹介するホームページの維持管理経費等

⑦事務所など家賃、光熱水費等の経常経費

(4) 領収書について

事業終了後の実績報告の際、支出したすべての経費についての領収書（領収書の記載があるレシートも可）等を提出していただきますので、忘れずに保管しておいてください。また、領収書はすべて原本をご提出ください。コピーした後、お返しいたします。なお、領収書には、次の①～⑤の記載と⑥の領収印が必要となります

ので、ご注意ください。

- ①宛名が申請団体名（又は申請団体名＋個人名）
- ②領収金額
- ③領収年月日（補助事業当日までの日付）
- ④内訳（購入品名、数量等）
- ⑤領収者住所・氏名（店名・事業所名等）
- ⑥領収印（外国籍の方の場合で印をお持ちで無い場合はサインで代用可能）

6. 申請方法及び申請先

申請に必要な書類を下記「申請先」まで持参してください（郵送不可）。その際、事業の内容等についてご説明いただきます（30分程度）。なお、予約制となっておりますので、来庁される日時を事前に電話にてご連絡願います。

(1) 必要書類

- ①「地域文化芸術振興事業補助金交付申請書」
- ②「見積書」（※7ページの記入例を参照）
- ③「定款・規約・会則等」団体の目的や運営方法が分かる書類
- ④ 役員名簿又は会員名簿

※提出書類（申請書・請求書・報告書など）に使用する印鑑はすべて同じものを使用してください（シャチハタ印等の浸透印は不可）。

※修正液・修正テープは使用不可。（訂正は代表印で）

※過去に実施実績のある事業の場合で、その概要がわかる資料等があれば、必要書類と合わせてご提出ください。

(2) 申請先

世田谷区 生活文化部 文化・芸術振興課

（世田谷区世田谷 4-21-27 第1庁舎1階 5番窓口）

電話番号 03-5432-2124

受付時間 9:00～11:00、13:00～16:00（土曜・日曜・祝日を除く。）

7. 審査基準及び交付決定

次に掲げる項目及び申請内容を審査会で総合的に審査し、補助金交付の可否を決定します。結果は、申請のあったすべての団体へ可否を通知します。

- (1) 平成31（2019）年8月から平成32（2020）年2月中に実施できる事業であり、「世田谷芸術百華～せたがや文化プログラム～」の趣旨に合致した活動であるか（事業の目的）。
- (2) 実施可能な事業計画・スケジュールであるか（事業の企画内容）。
- (3) 組織的に事業を実施し、団体の会計が確立しているか（事業の実施能力）。

(4) 補助限度である3回の事業終了後の継続性があるか(事業の将来性)。

なお、(1)～(4)の項目を満たしていても、申請いただいた事業すべてに対して補助金を交付するわけではありません。申請内容の審査については、創意工夫の有無、地域的な広がりや発展の有無などを重視します。

8. 補助金の交付

補助金の交付が決定した団体には、「交付決定通知書」及び補助金の請求に必要な書類を送付します。「交付決定通知書」に記載の決定日から14日以内に請求書類を上記「6. 申請方法及び申請先 (2) 申請先」の文化・芸術振興課へご提出ください。内容確認後、指定金融機関口座へ振り込みます。なお、振込先の口座名義は、団体名又は団体名を冠した代表者名のみに限らせていただきます。

9. 事業の公表

補助金の交付を受けることに決定した団体は、団体独自に作成するポスター、ちらし、プログラム、看板や広報誌等に、『新元号1年度世田谷区地域文化芸術振興事業補助金の補助を受けています』又は『新元号1年度世田谷区地域文化芸術振興事業補助金事業』と必ず明記してください。また、『世田谷芸術百華～せたがや文化プログラム～の指定ロゴ』も表示してください。(ロゴは決定通知送付後に送付します)

10. 事業の変更・中止

補助金交付決定通知を受領後、事業内容や金額を変更又は中止する場合は、事前に文化・芸術振興課に相談し、承認を得てください。

申請内容をもとに審査し、交付決定をしておりますので、変更内容によっては、交付決定の取消しや交付した補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。

11. 実績報告

補助事業終了後 14日以内に、次の書類を提出してください。

- (1) 「実績報告書」
- (2) 「収支報告書」
- (3) 領収書 (上記「5. 補助対象経費 (4) 領収書について」を参照ください。)

なお、提出書類(申請書・請求書・報告書など)に使用する印鑑は、すべて同じものを使用してください。シャチハタ印等の浸透印は不可です。

12. 情報公開

補助事業の実施が決定した団体については、以下の項目を区のホームページ等で公開する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

補助金交付申請書に記載された以下の項目

・団体名 ・事業名称 ・事業内容 ・事業実施日時／場所

【公開時期】平成 31（2019）年 7 月以降（補助金交付決定以降）

13. 広報協力

年 3 回発行する「世田谷芸術百華～せたがや文化プログラム～」パンフレットに事業内容を掲載し、区内公共施設などで配布を行います。

なお、当補助金の申請書の提出をもって、世田谷芸術百華（せたがや文化プログラム）認証申請書の提出としますので、世田谷芸術百華（せたがや文化プログラム）認証申請書の提出は不要です。（承認書はお送りします。）

また、区のホームページ、文化庁の文化情報プラットフォーム、エフエム世田谷等で紹介します。

9 月 25 日発行の「せたがや文化・スポーツ情報ガイド」にも掲載予定です。（8 月～9 月 25 日開催予定のイベントは掲載出来ません）

その他、団体が独自で作成するチラシ等を区の出張所・まちづくりセンター・図書館等の公共施設に配布する場合、文化・芸術振興課がそのご協力をします。

14. スケジュール

日 程	内 容
平成 31(2019)年 4 月 8 日(月)	申請受付開始
4 月 19 日(金)	申請受付締切
5 月上旬～下旬	審査、決定通知送付 ※審査結果は、すべての申請団体に通知します。
6 月上旬～中旬	「補助金交付請求書」受領
6 月中旬～下旬	補助金交付
8 月～平成 32(2020)年 2 月	事業実施
平成 32(2020)年 2 月 29 日(土)	事業終了期限(最終)
※「補助事業実績報告書」は、事業終了後、必ず 14 日以内に提出してください。	

<見積書記入例>

第1号様式の別紙

P3記載の費目ごとに計上
(支出がない項目は記載不要)

全体として 1/2以下になってい
ればよいので、各項目ごとに全て
1/2になる必要なし。

見 積 書

【支 出】

費 目	金 額 (単位:円)		内 容 ・ 内 訳
	予 算 額	内補助金申請額	
会場費	200,000	80,000	ホール使用料@200,000×1日
謝礼金	100,000	50,000	出演者 20,000×5名分
消耗品費	20,000	10,000	封筒、ラベルシート、のり、 画用紙代
複写・印刷費	100,000	0	チラシ 20,000部 (区公共施設等)、 チケット印刷代
通信費	50,000	10,000	チラシ送代、郵券代
委託料	80,000	50,000	チラシデザイン委託
合 計	550,000	200,000	

内容・内訳は、出来る限り
単価×人数×回数等を記載。

この事業に掛かる総経費。
【収入】の合計額と同額になる。

【収入】の補助金額同額になる。
(上限 200,000円、予算額の1/2以下)

【支出】の「内補助金申請額」の合計額と
同額になる。
(上限 200,000円、予算額の1/2以下)

【収 入】

費 目	金 額 (単位:円)	内 容 ・ 内 訳
補助金	200,000	
参加費	220,000	大人 2,000×100人、子ども 1,000× 20人
自己資金	130,000	
合 計	550,000	

この事業に掛かる総収入。
【支出】の予算額の合計と同額に
なる。

文化振興基金に寄附をお寄せください

この補助事業は、区民の皆さまの寄附で支えられています。

区の文化・芸術活動を支えていくために、区民、地域団体、事業者のみなさまから寄附を募集しています。

寄附をお考えの方は、下記 URL をご参照または下記申請先までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/106/151/666/d00017985.html>

<申請書類の申請先・お問合せ先>

世田谷区 生活文化部 文化・芸術振興課

(世田谷区世田谷 4-21-27 第1庁舎1階 5番窓口)

電話番号 03-5432-2124 (8:30~17:00) (土・日・祝日を除く)

申請受付時間 9:00~11:00、13:00~16:00 (土・日・祝日を除く)

FAX 番号 03-5432-3005